# 2009年度埼玉県の施策並びに 予算編成に対する重点要望・提案

2008年10月30日

日本共産党埼玉県委員会日本共産党埼玉県議会議員団

埼玉県知事 上田 清司 様

> 日本共産党埼玉県委員会 委員長 小松崎久仁夫

貧困と格差の拡大がすすみ、労働者、高齢者、障害者、農民、中小業者などあらゆる層の暮らしと営業が、「底がぬけてしまった」かのような不安と危機にみまわれています。

厚生労働省が9月に発表した国民生活基礎調査では、「生活が苦しい」という国民が6年連続で増え続け、57.2%にのぼっています。特に母子世帯では85.1%が「苦しい」と答えています。埼玉県が行った2008年度県政世論調査でも昨年に比べて暮らし向きが「苦しくなった」という人が64.6%を占め、昨年より20.1ポイントも増えています。

小泉内閣以来の「構造改革」路線は、「強い産業、強い企業がもっと強くなれば、日本経済も強くなる」、そうすればいずれは家計にもまわってくるので、「国民は"痛み"を我慢しろ」というものでした。大企業・大資産家には大減税が実施される一方で、国民には容赦なく増税や社会保障の負担増、給付削減が押しつけられてきました。

ところが、いくら待っても家計には「恩恵」がまわってこず、大企業だけが利益を増やし、国民には全く実感のない「景気拡大」だけが続いただけでした。今では政府自身も「好調な企業業績が家計に波及しなかった」ことを認めざるを得なくなっています。しかも、日本経済は「構造改革」で強くなるどころか、極端な「外需・輸出頼み、内需・家計ないがしろ」の脆弱な体質になってしまいました。そして貧困と格差、地域経済の衰退、食と農業の危機など、そのゆがみが日本社会のあちこちで噴出しています。

そこにいま国際的な投機マネーの動きによる物価の急上昇が襲いかかって、 庶民は物価高に苦しみ、農林業や中小企業はコスト高に悲鳴をあげるという 事態に至っています。

こうしたなかで、いま政治に求められているのは、経済政策の軸足を、外 需頼みから内需主導に、大企業から家計に大きく切り換えながら、雇用や社 会保障、農業や中小企業を立て直し、国民生活を応援することです。とりわ け、地方自治体にとっては、「住民の福祉の増進を図る」(地方自治法第1条) という自治体本来の使命と役割を発揮し、住民の暮らしと営業、教育・福祉 を守るために全力をあげることが求められています。

そこで来年度の予算編成にあたっては、国に対して地方財政の充実・強化を強く求めるとともに、県民の命と健康を守るための医療・介護・福祉の充実や原油・資材高騰から中小企業と地域農業を守り地域の振興をはかる対策、子どもの豊かな成長を保障する教育条件の整備、青年が生きがいをもって働ける雇用の確保、地球温暖化対策をはじめとした防災と環境を優先した県土づくりを重点とされるよう要望するものです。

Ι.	憲法と地方自治を守り、県民参加による民主的で効率的な行財政の確	立
を (1	5項目)	1
	県民のいのちと健康、暮らしを支える福祉・医療の充実を 5項目)	2
	安定した雇用の確保と女性の地位向上を	6
	中小企業・地場産業の振興で地域経済の活性化を	7
	安全で多彩な食糧の供給と持続可能な農林業の振興を5項目)	9
	緑と環境を守り、人にやさしい持続可能な社会の実現を 5項目)	1 0
	ムダな開発を見直し、暮らし優先・地域密着の公共事業の推進を 0項目)	12
	<b>確かな学力と豊かな人間性を育む教育と文化・スポーツの振興を</b> 7項目)	13
	災害に強い県土と快適で便利、安全な地域づくりを7項目)	1 5

I. 憲法と地方自治を守り、県民参加による民主的で効率的な行財政の 確立を

「住民の福祉の増進をはかる」ことは地方自治体の第一の役割です。しかし、政府・財界は「地方分権」の名の下に市町村合併の押しつけや地方交付税をはじめとした地方財政の削減を強行し、「道州制」導入に向けた動きを強めています。

その狙いは、国が外交や軍事、全国的規模の開発事業だけに関わり、社会保障や教育、 治山・治水など本来、全国的に国として責任を負うべき仕事を地方に押し付けるところ にあります。こうしたやり方は、地方自治体と住民をいっそう疲弊させることにしかな りません。

県として、半強制的な市町村合併や「道州制」の導入、地方財政制度の改悪、行政リストラの押し付けに反対し、地方自治の精神を全面的に貫いて、県民の平和と安全、暮らしを守るための積極的な施策を展開されるよう望みます。

- 1. 市町村合併を強要することのないよう市町村の自立を尊重する。(企画財政部)
- 2. 県の市町村への権限移譲にあたっては、権限移譲の事務に十分見合う交付金を手当てする。また、補助金の整理合理化にあたっては市町村の財政に与える影響を十分考慮し、市町村の意見を尊重する。(企画財政部)
- 3. 県施設への指定管理者制度の導入にあたっては、これまでの実績を重視するとともに、 専門性やサービスの質、継続性、安定性などを選考基準として明確に位置づける。また、 施設の管理運営に対するモニタリングを随時実施するとともに、運営への住民参加や情報公開、個人情報の保護などに努める。(企画財政部)
- 4. 政策立案や法令にもとづく県固有の業務については、民間委託を行わず、公務・公共サービスを守り充実する。(企画財政部)
- 5. 県出資法人の整理合理化や事業の見直しにあたっては、プロパー職員の雇用確保に責任を負い、失業者をつくらない。(企画財政部)
- 6. 県有地の未利用地については、大企業への払い下げや土地信託を行わず、自治体等の 公共利用を優先する。(総務部)
- 7. 都市公園など県立施設の地元市町村への移管にあたっては、地元自治体や住民の意向 を尊重するとともに、サービスの低下を招かないようにする。(企画財政部、都市整備 部)
- 8. 米軍大和田・所沢通信基地など、県内の米軍基地の全面返還や縮小を国に求めるとともに、関係市と連携して県民的な運動を展開する。所沢基地については、全面返還までの当面の措置として、東西連絡道路用地、文教通り線拡幅用地の部分返還等を国に強く求める。(企画財政部)
- 9. 稲荷山公園駅周辺基地跡地の保留地を取得し県営稲荷山公園の拡張を図る。(企画財 政部)

- 10. キャンプ朝霞跡地の保留地の土壌汚染及び支障埋蔵物等については国の責任において調査を行い、土壌汚染や地下埋蔵物が確認された場合は国の責任で除去するよう国に求める。(企画財政部)
- 11. 自衛隊朝霞駐屯地の演習に伴う周辺公共施設(学校等)の騒音被害を防止するため、 屋内射撃訓練場の整備をはじめ、周辺公共施設の空調設備の整備に対する助成を国に強 く働きかける。(企画財政部)
- 12. 騒音被害の拡大につながる米軍横田基地の軍民共用化に反対するとともに、米軍艦 載機による夜間離着陸訓練の全面中止を米軍当局と国に強く求める。(企画財政部)
- 13. 企画総務課の基地対策担当を企画財政部の基地対策室に昇格し、基地の情報収集に あたるとともに、基地の整理・縮小・返還の促進や基地対策に係る関係機関との連絡調 整などの業務を総合的に推進できるようにする。(企画財政部)
- 14. 県平和資料館の展示については、わが国の戦争被害の実相だけでなく、わが国がアジア諸国民に与えた加害の実相も含めて、県民に戦争と平和に関する客観的で科学的な情報を提供する。また、「従軍慰安婦」問題に関する展示については、政府見解を踏まえたものにする。(県民生活部)
- 15. 県主催の憲法記念行事を復活し、日本国憲法の普及・啓発に努める。(県民生活部)

## Ⅱ. 県民のいのちと健康、暮らしを支える福祉・医療の充実を

政府は2002年度以降、社会保障予算の自然増を毎年、毎年2,200億円も削減 し続ける方針をとり続けてきました。その結果、国民の暮らしを支え、命と健康を守る べき社会保障が、生活苦や将来不安を増大させる大きな要因になっています。

なかでも高齢者を別枠の医療保険に囲い込み、高い負担と安上がりな差別医療を押しつける後期高齢者医療制度や、応益負担を柱とした障害者自立支援法の施行は、広範な国民の反発を受け、政府も一部手直しを余儀なくされています。

しかし、社会保障費の抑制策の下で生活困窮者からの国保証のとりあげや、受診抑制による重症化、在宅サービスの切り捨て、施設利用料の値上げ、療養病床の削減などで、医療・介護サービスをまともに受けられない「医療難民」や「介護難民」が急増しています。また、小児科医や産科医の不足による小児救急医療や周産期医療の体制も危機的な状況にあります。

国に対して社会保障費の拡充を求めるとともに、県としても独自の施策を積極的に展開し、県民の命と健康、暮らしをまもるために全力をあげるよう求めます。

- 1. 保育施策の充実について(福祉部)
  - ①待機児童の解消を図るため中・長期の「保育所整備計画」を策定し、県費補助も創設 して認可保育施設の整備促進を図る。
  - ②乳児途中入所促進事業のゼロ歳児対象月を9月まで延長するとともに、1、2歳児に対する補助を復活する。
  - ③調理員担当者の人員増のための補助制度を創設する。

- ④社会福祉施設利用者サービス推進事業の維持・拡充を図るとともに、一時保育に対する県単独補助を創設する。また、延長保育やゼロ歳児保育、障害児保育などを安定的に行えるよう国に財政措置を求める。
- ⑤補助対象となっている認可外保育施設や家庭保育室に対する運営費補助を大幅に増額 する。保護者に対する保育料補助制度を創設する。
- ⑥認可外保育施設が認可施設に移行できるよう資金面での支援策を講じる。
- ⑦公立保育所への指定管理者の導入にあたっては父母や保育関係者の同意を前提とするよう市町村を助言する。
- 2. 学童保育施策の充実について(福祉部)
  - ①県の「放課後児童クラブ運営基準」に基づいて常勤指導員が複数配置できるよう、学 童保育クラブ1施設当たりの補助基準額を増額する。
  - ②大規模学童保育クラブの分離・増設を図るため、施設整備のための支援策として「児童厚生施設等整備費」の予算化をはかる。
  - ③特別支援学校放課後児童対策事業の指導員の人件費基準単価を改善する。
  - ④障害児学童数に対する指導員の配置基準を実態に見合ったものに改善する。
- 3. 乳幼児医療費公費負担制度については、子ども医療費公費負担制度として中学校卒業 までの対象拡大を図るとともに、所得制限や自己負担金を撤廃する。また、国に対し統 一した公費負担制度を創設するよう強く働きかける。(保健医療部)
- 4. 児童虐待防止対策の強化について(福祉部)
  - ①児童相談所の増設を図るとともに、一時保護所の増設をすすめる。
  - ②児童相談所の正規職員の増員、とりわけ、児童福祉司や児童心理士の大幅な増員を図る。
  - ③児童養護施設の職員配置基準を、実態に合わせて見直しを図るよう国に求めるとともに、県単独事業として実施している児童養護施設等人材確保対策事業を更に充実する。
  - ④小規模児童養護施設の整備を促進する。
- 5. 高齢者介護の充実について(福祉部)
  - ①特別養護老人ホームは、既存施設も含めて、介護支援センター、デイサービスなどを かねそなえた在宅福祉の拠点施設として、ほぼ中学校区ごとに整備を図る。
  - ②市町村が独自に行う低所得者に対する居宅介護サービス利用に係る利用者負担及び介護保険料の減免等に対する県独自の助成制度を拡充する。
  - ③介護保険財政にたいする国庫負担割合を5%引き上げるとともに、介護保険に係る保険料及び利用料の減免制度を国の制度として確立するよう国に求める。
  - ④地域の高齢者の生活を総合的に支える地域包括支援センターをほぼ中学校区ごとに整備を図ることを基本にしながら、異なる地域の実情に合った施設運営に対する財政支援や人材養成などの支援策を講じる。
  - ⑤高齢者の「自立支援・介護予防事業」への予算を増額し、サービスの拡充を図る。
  - ⑥成年後見制度については、審査期間の短縮や費用負担の軽減など、より利用しやすい 制度となるよう制度の改善を国に求める。
- 6. 高齢者虐待の防止に関する法整備を急ぐよう国に求めるとともに、被虐待高齢者の緊急避難受け入れ先の確保などの対策を進める。(福祉部)

- 7. 障害者福祉の充実について(福祉部)
  - ①来年の障害者自立支援法の見直しにあたっては、応益負担、住民税非課税世帯からの利用料負担、施設利用者からの食費、水光熱費、医療費、個室利用料全額自己負担を やめるよう国に働きかける。
  - ②障害者自立支援法施行に伴う障害者・家族の負担を軽減するために、県として住民税 非課税世帯の利用料負担に対する補助を創設するなど県独自の負担軽減対策を講じる。
  - ③自立支援法への移行に伴う施設に対する支援策についても拡充を図る。また、施設職員の「常勤換算」方式の導入に伴い、職員の処遇や専門性が後退しないよう、正職員の配置に対する県独自の加算措置を設ける。
  - ④身体障害者療護施設や重症心身障害児施設、知的障害入所更生施設などの入所・通所施設の建設を年次計画を立て推進し、待機者の解消を早期に図る。特に、待機者の集中する県南地域の整備を重点的に図る。
  - ⑤県単独事業の「心身障害者地域デイケア事業」並びに「生活ホーム事業」を継続する とともに、補助単価の引き上げ(デイケア事業)や月額制の復活(生活ホーム事業) を図る。
  - ⑥障害児・者生活サポート事業に係る補助限度額を引き上げる。(福祉部)
  - ⑦在宅重度心身障害者手当の支給については所得制限を撤廃するとともに精神障害者も 含む全ての在宅障害者を対象とする。
  - ⑧精神障害者の社会復帰施設や地域生活支援センターの整備を推進する。また、ホーム ヘルプやグループホームなどの在宅福祉サービスの充実を図り、社会的入院の解消に 努める。
- 8. 国民健康保険特別助成費など市町村国保、国保組合などに対する県費補助を大幅に増額する。また、県特別助成費に新たに葬祭費を補助対象に加える。(保健医療部)
- 9. 国民健康保険の「特定健診」「特定保健指導」に係る財政支援を行う。(保健医療部)
- 10. 際限のない負担増と差別医療を押しつける後期高齢者医療制度を廃止するよう国に 求める。また、75歳以上の高齢者健診事業に対する県費補助を実施する。(保健医療 部)
- 11. 福祉医療制度について (保健医療部)
  - ①乳幼児・ひとり親家庭・重度障害者の福祉医療助成制度については、現行の償還払い から現物給付に改善する。
  - ②普通交付税不交付団体に対する補助率の引き下げをやめ、元の補助率に戻す。
  - ③現物給付を実施している市町村に対する国民健康保険国庫負担金のペナルティ(減額) を廃止するよう国に求める。(保健医療部)
- 12. 市町村が実施するガン検診、脳ドックなど生活習慣病予防検診に対する県費補助を 創設する。(保健医療部)
- 13. 妊婦健診については厚生労働省が望ましいとする14回の公費負担を国に強く求めるとともに、県独自の財政支援を行う。(保健医療部)
- 14. 高齢者の医療や介護の現場を支援する地域の中核的な医療機関の整備を進める。(保健医療部)
- 15. 花粉症やアトピー皮膚炎などアレルギー疾患や喘息など化学物質による環境汚染が

- 引き起こすとみられる疾病の実態把握や予防・治療に対する研究を促進するよう国に求める。(保健医療部)
- 16. 大気汚染による気管支喘息患者の医療費に対する助成制度を創設する。(保健医療部)
- 17. 特定疾患(難病)対策の対象疾患の拡大を国に求めるとともに、患者の自己負担に 対する県の助成制度を設ける。(保健医療部)
- 18. 生活保護行政について(福祉部)
  - ①窓口での保護申請の不受理を根絶するよう各市に対する指導を強める。
  - ②憲法が定める「生存権」に基づいて現行の国庫負担率を維持するとともに、級地指定についても生活実態に即したものに改善するよう国に求める。
- 19. 石綿(アスベスト) 曝露から県民の健康を守る
  - ①石綿関連製造施設の従業員や元従業員とその家族、周辺住民を対象にした健康調査を 実施するとともに、県立医療機関や保健所での健康相談や健診の体制を整える。(保 健医療部、産業労働部、病院局)
  - ②アスベスト含有建材を扱ってきた建設従業者の健診や健康被害に対して独自の対策を 講じる。(産業労働部)
  - ③「アスベスト健康被害救済法」を改正し、認定枠の拡大と救済補償額の引き上げを図るよう国に求める。(保健医療部)
- 20. 救急隊が搬送先の病院を迅速に選定できるように、症状に応じて適切な処置ができる医療機関のリストが毎日定時に更新される「救急医療情報システム」を整備する。(危機管理防災部、保健医療部)
- 21. 小児・周産期母子医療体制の整備について
  - ①各二次救急医療圏の輪番制を整備し小児救急医療体制の充実を図るとともに、初期患者が二次救急医療機関に集中しないよう初期救急医療専門の広域的センターの整備を計画的にはかる。県立小児医療センターに時間外に救急患者で訪れる軽症患者から特別料金を徴収することはしない。(保健医療部、病院局)
  - ②ハイリスク出産の増加に対応し、総合周産期センターや地域センターのさらなる増設 や医師確保、NICUの増床を盛り込んだ計画を早急に策定する。(保健医療部)
  - ③国に対し小児救急医療体制の整備に対する財政支援を強く求める。(保健医療部)
  - ④独立行政法人西埼玉中央病院や埼玉病院について既存NICUや小児二次救急医療体制輪番への参加に自治体が補助金を支給できるよう地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政再建に関する法律施行令を改正するよう国に求める。(保健医療部)
- 22. 医師不足解消と医療従事者の確保について(保健医療部)
  - ①研修医の育成・県内定着を促進するため、県独自の「奨学金制度」を創設する。
  - ②不足している小児科医・産科医などの医師を確保を図るため、埼玉医科大学の定員増 と県内国公立大学への医学部開設を国に働きかける。
  - ③院内保育所、産休育休復帰後の研修機関の体制を充実し、女性医師や看護師の復職を 支援する。
  - ④県内公立病院の医師確保対策の一環として県ドクターバンクを創設する。

- ⑤過失の有無にかかわらず医療事故被害者を救済する無過失補償制度を早期に創設する よう国に求める。
- ⑥「看護職需給見通し」を見直し、「看護師確保緊急 7 カ年計画」を策定して、看護職員の大幅増員へ抜本的対策を講じるよう国に求める。
- 23. 耐震性に問題のある県立医療機関病棟の耐震化、がんセンターの建て替えを早急にすすめる。(病院局)
- 24. 県立病院の独立行政法人化は行わず、直営を維持する。(病院局)
- 25. 保健所の統廃合を中止し、新型インフルエンザなどの感染症対策や食品衛生監視など保健所機能と職員体制を強化する。(保健医療部)

# Ⅲ. 安定した雇用の確保と女性の地位向上を

労働者派遣法や労働基準法の「規制緩和」が繰り返された結果、派遣労働者や期間(契約)労働者をはじめとした、低賃金で「使い捨て」の非正規雇用が全国に広がり、非正規雇用は雇用全体の3割、若者や女性では過半数を超えています。また、正社員でも、長時間過密労働など過酷な労働条件の職場が増え、脳・心臓疾患やメンタルヘルスが年々増大し、せっかく正社員になれたのに退職する青年が跡をたちません。

非正規雇用への置き換えと長時間過密労働の拡大は、個人消費の冷え込みや少子化、 家庭と地域社会の崩壊など、さまざまな社会問題をひきおこしており、これを放置すれば、日本の経済と社会の未来はありません。

大企業のリストラを応援してきた政府の「構造改革」を転換し、人間らしく働けるルールを確立するよう国に労働法制の規制緩和路線の転換を求めるとともに、福祉、医療、防災、教育など、県民のくらしに必要な分野での雇用の拡大や男性も女性も仕事と子育てを両立できる労働環境の整備のため積極的な施策を展開するよう求めます。

- 1. 県や市町村など地方公共団体におけるパート、臨時、嘱託、派遣などの雇用形態による差別的な賃金を改善し、均等待遇の原則に基づき、賃金・一時金・諸手当・退職金の支給、経験年齢などを考慮した昇給制度など、賃金・労働条件の格差を是正し、雇用の安定を図る。(企画財政部)
- 2. 県内企業における不安定雇用の実態を調査し、企業に対して高校・大学卒業生を含む 青年の採用拡大や正規雇用化を積極的に働きかける。また、違法派遣や偽装請負が行われていないか調査し、結果を公表する。(産業労働部)
- 3. 労働者派遣法を1999年の改悪前にもどし、派遣労働は一時的臨時的業種に限るとともに、登録型派遣は専門的業務にきびしく制限するよう国に求める。(産業労働部)
- 4. 大企業と中小企業との間にある福利厚生面での格差解消等を目的とした中小企業勤労 者福祉サービスセンターの設立を促進する。(産業労働部)
- 5. 県立高等技術専門校については統廃合計画を中止し、訓練指導員の増員や施設の整備、 訓練科目の拡充、夜間コースの拡大など機能の充実を図る。(産業労働部)
- 6. 障害者の雇用を促進するため、全ての市町村に障害者就労支援センターを設置できる

よう支援を強める。(産業労働部)

- 7. 社団法人雇用開発協会が運営する障害者職業訓練施設「埼玉県西部地域障害者雇用支援センター」について、就業・生活支援センターへの移行等も視野に入れながら存続を図る。(福祉部)
- 8. 県として高齢者介護や障害者の施設・事業所で働く労働者の賃金や労働時間、定着率など雇用と労働条件の実態調査を実施する。(福祉部、産業労働部)
- 9. 労働会館については2010年4月をもって廃止することなく、改築等を行い勤労者の会議・研修、趣味・娯楽などを通じたコミュニケーションの場として存続をはかる。 (産業労働部)
- 10. 急増するDV (ドメスティック・バイオレンス) 対策について (県民生活部)
  - ①DV相談に対応するため、県婦人相談センター及び男女共同参画推進センターのいっ そうの充実を図るとともに、主要な福祉保健総合センターに暴力相談支援センター機 能を設ける。
  - ②DV被害者及びその同伴者を安全に保護するための公的シェルターの整備を図るとと もに、民間シェルターに対する支援を強める。また、加害者更生の取り組みを強化す る。
- 11. 所得税法56条を廃止し、自営業や農業などに従事する女性の労賃を正当に評価する税制に改善するよう国に求める。(総務部)
- 12. 県審議会委員等への女性の参画、県職員、教職員、警察職員等の管理職への登用を 積極的に図るとともに、市町村での取り組みを支援する。(県民生活部)

## Ⅳ. 中小企業・地場産業の振興で地域経済の活性化を

投機マネーの暴走は、金融市場でのマネーゲームにとどまらず、原油や穀物などの商品市場に入り込み、国民の暮らしと営業を脅かしています。県内の中小企業の経営実態調査でも、石油製品・原材料価格の上昇分を受注価格に「転嫁できない」という企業が約7割を占め、約9割の企業が「収益を圧迫」と答えています(埼玉県四半期経営動向調査)。なかでも、不動産や建設業では倒産が相次ぎ、運輸業者も悲鳴をあげています。

こうした事態のなかで、投機マネーの規制などの措置をとるとともに、中小企業の経営を守るための緊急対策が求められています。

県として制度融資の拡充などで中小企業の資金繰りを応援するとともに、多彩な製造業などの集積を生かして地場産業の振興と地域商業の活性化をはかるための施策を積極的に展開するよう求めます。

- 1. 投機マネーの暴走を抑えるための実効ある規制を行うよう国に求める。(産業労働部)
- 2. 地方税の徴収にあたっては、原油・原材料の高騰などで売上げが悪化している場合、「事業につき著しい損失」(地方税法第15条4項及び5項)を適用し、事業の再生を支援する。(総務部)
- 3. 県制度融資について利子や信用保証料の補てんを行う。また、「経営安定資金」の対

象業種の拡大にとどまらず、「借り換え融資」の返済猶予期間を3年に延長するととも に、貸付期間についても10年に延長するなど抜本的な措置を講じること。(産業労働 部)

- 4. 部分保証など中小企業信用保証制度の改悪を元に戻すとともに、信用保証協会に対する財政支援を行い保証能力を強化するよう国に求める。また、貸し渋りなど中小企業の資金調達が阻害されることがないよう万全の措置を講ずる。(産業労働部)
- 5. 県の官公需発注にあたっては、鋼材類・燃油の高騰を受けて物品納入も含めて運用基準を改め、「賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更」などのサーチャージ制を導入する。(総務部、県土整備部)
- 6. 県発注の公共工事については、下請業者も県内業者の活用を徹底する。また、下請工 事代金が適正に保証されるよう元請業者への指導を徹底する。(県土整備部)
- 7. 県発注工事や委託業務に係るダンピング受注や談合を防止するため、価格だけでなく、 事業の安定性やサービスの質、障害者雇用や環境問題への対応、公正な労働条件といっ た価格以外の要素も総合的に評価して落札業者を決める総合評価型入札制度のさらなる 導入を図る。(総務部)
- 8. 県の委託業務や発注工事で業務委託契約を結ぶ際に、適正な労働条件や賃金が確保されるよう県独自の客観的な経費の基準を定め請負業者や下請業者に守らせる「公契約条例」の制定について検討する。(総務部・県土整備部)
- 9. 県発注公共工事の中小企業への発注率を高めるため、県の発注標準を遵守する。また、 「適正な施工体制確保のための要領等の制定について」(県土整備部長通知)に基づい て「施工体制台帳」の整備徹底を図るとともに、元請に重層下請を含め下請金額の報告 を明確に義務づけチェック体制を図る。(県土整備部)
- 10. 市町村の実施する小規模工事業者登録制度に対し、県としての支援を図る。また、 市町村の業者登録名簿を活用した県有施設の小規模工事発注をさらに推進する。(総務 部)
- 11. 産業団地等への企業誘致にあたっては、県民の優先雇用と正規雇用を働きかけるとともに実績を検証する。(企業局)
- 12. 産業団地の造成にあたっては農振農用地の開発を極力抑制し、優良農地の保全につとめる。(企業局、都市整備部)
- 13. 県内の貸金業者にたいし、威嚇的な取り立てや過剰貸し付けなどをしないよう適正な業務運営を指導する。また、ヤミ金融業者に対する取締りの徹底、ヤミ金融被害者相談への対応を図る。(総務部、産業労働部、警察本部)
- 14. 大型店立地規制と商店街の振興対策について
  - ①まちづくり三法の改正趣旨を市町村に徹底するとともに、大型店や大規模集客施設を 広域的に調整できる県独自の条例やガイドラインを制定する。(産業労働部、都市整 備部)
  - ②大規模集客施設の誘致を中核とした土地区画整理事業については地域商業に及ぼす影響などを考慮し、見直しを図る。(産業労働部、都市整備部)
  - ③改正前の中心市街地活性化法に基づいて中心市街地活性化基本計画を策定した市町村 については、その計画を尊重し具体化を支援する。(産業労働部)

- ④商店街の活性化をはかるため、公営住宅や福祉施設などの公共・公益施設とを組み合わせた商店街づくりを推進する。(産業労働部、都市整備部)
- ⑤老朽化した商店街の街路灯整備に係る補助金を創設する。(産業労働部)

## IV. 安全で多彩な食料の供給と持続可能な農林業の振興を

昨年以来の輸入農産物の高騰は、食料自給率がわずか40%しかないわが国の経済・ 社会に大きな影響を与えています。お金を出せば、世界から食料を買い集められるとい うやり方はもはや通用しなくなっています。ところが政府は、食料自給率を向上させる どころか、国内生産を支えている価格保障制度を廃止し、国内の生産基盤を弱体化させ る農政を依然として進めています。

こうしたなか本県でも減反政策や開発の進行、後継者不足などで農地の荒廃や農家の減少が急速に進んでいます。農家を規模の大小で選別する「水田畑作経営所得安定対策」 (「品目横断対策」)をやめるよう国に強く求めるとともに、価格保障の充実など営農条件の改善、高齢化や小規模な家族経営の困難をおぎなう機械の共同利用や農作業の受委託、集落営農、地産地消などの取り組みを応援する農政を積極的に展開するよう求めます。

- 1.米価の暴落から生産農家を守るため、100万トン水準に見合う備蓄米の買い入れや、 米価下落の要因となっているミニマムアクセス米の輸入中止などの対策をとるよう国に 求める。(農林部)
- 2. 燃油や飼料への依存度が高く、価格転嫁が難しい施設園芸や畜産などに対して燃料代等の直接補てんを実施するなど、手厚い支援策を講じる。また、飼料米のホールクロップサイレージの拡大に努める。(農林部)
- 3. 品目横断的価格安定対策については、今までどおり全農家を交付対象にできるように「経営所得安定対策等大綱」の見直しを国に求めるとともに、集落営農に対する支援は、 経理の一体化や法人化など政府の基準ではなく、集落の自主性や農家の意欲を生かせるようにする。(農林部)
- 4. 中山間地域の直接支払い制度を改善・拡充するとともに、営農による国土・環境の保 全など「農業の多面的機能」を評価して、平場地域も対象に加えるよう国に求める。(農 林部)
- 5. 有機農業や低農薬など、環境にやさしい農業に取り組む農家やグループを支援し、安全な農産物の生産を広げる。(農林部)
- 6. 県産農産物の消費拡大を図るため、学校、病院、福祉施設等の給食への県産農産物の 使用促進や直売所、加工場、体験交流型施設の設置や整備等を支援するなどの総合的な 「地産地消」対策を講じる。(農林部)
- 7. 県産木材の利用を促進するため、公共事業や公共施設整備などに県が率先して活用を 図るとともに、住宅建設における県産木材の利用促進のため県独自の助成制度を設ける。 また、木質バイオマスによる間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電の推進など山村

地域での新たな事業を促進する。(農林部)

- 8. 荒廃する森林地域の環境とコミュニティの維持を図るため林業予算を大幅に増額し、 「緑の雇用事業」を推進する。(農林部)
- 9. 農業生産を行っている市街化区域内農地の相続税評価額は時価評価ではなく、農業投資価格の評価に改めるよう国に求める。(都市整備部、農林部)
- 10. 農業後継者の育成確保のため、農業大学校の充実、後継者に対する無利子・長期の 経営資金の提供、就農奨励金の支給、経営と生産技術の習得機会の提供、青年男女の交 流機会の拡大などに県と市町村、農協が一体となって取り組む。(農林部)
- 11. 非農家や他産業からの農業への新規参入者の定着に力をいれ、一定期間の生活支援 や資金、技術、農地の面での総合的な支援を行う。(農林部)
- 12.20ヶ月齢以下の牛も含め牛海綿状脳症(BSE)の全頭検査を継続する。(保健 医療部)
- 13. 農産物の農薬残留分析システム「イムノ・アッセイ法」の普及を図るため、新たな助成制度を設ける。(農林部)
- 14. 残留農薬やカビ毒の汚染米、食品偽装問題など、消費者の「食の安全」を脅かす事態が相次いでいるなかで、保健所の食品衛生の監視・検査部門を抜本的に強化する。(保健医療部)
- 15. 消費者行政推進費や消費生活相談等運営費など消費者保護のための予算を大幅に増額し、相談員の増員や消費生活支援センターの機能の充実を図るとともに、全ての市町村に消費者センターを設置できるよう未設置市町村への指導・援助を強める。(県民生活部)

## V. 緑と環境を守り、人にやさしい持続可能な社会の実現を

大量生産・大量消費・大量廃棄を前提にした経済活動は、深刻な環境汚染や生態系の破壊など負の遺産をもたらし、地球的規模での環境破壊をもたらしています。

本県においても産廃の不法投棄や自動車排ガスによる大気汚染、化学物質の不適正処理による土壌・地下水汚染など、様々な環境問題に直面しています。また、急速な都市開発によって農地や雑木林が開発され、貴重な緑地空間が急速に失われつつあります。

将来にわたって良好な自然と環境を維持していくためには、対処療法的な対策にとどまらず、開発や生産、流通のあり方を根本から見直し低エネルギー・低炭素社会への転換を図りながら環境汚染や自然破壊を未然に防止することが喫緊の課題となっています。地球温暖化を防止し、持続可能な経済・社会を実現するうえで本県の果たす責任と役割を明確にしながら、汚染者負担の原則、住民参加と徹底した情報公開に基づく環境対策を強力に推進するよう求めます。

#### 【要望項目】

1. 産業廃棄物処理の事業者責任を明確にし、不法投棄の防止など産業廃棄物処理対策を 強化する。県内外を問わず産廃などの不法投棄を行った産廃業者等に対しては許可を取 り消すなど厳罰で臨む。(環境部)

- 2. 生ゴミのたい肥化事業を実施している市町村に対する財政支援を図り、一般廃棄物の 減量化を推進する。(環境部)
- 3. ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、自治体と住民に負担を押しつける 現行のリサイクルシステムを「拡大生産者責任制度」に立って抜本的に見直すよう国に 求める。(環境部)
- 4. 自動車排ガス対策の強化について (環境部)
  - ①粒子状物質減少装置装着 (DPF) のための県補助金を来年度移行も継続する。
  - ②ディーゼル車の排ガスを大幅に低減する粒子状物質減少装置について、より高性能で低価格かつNOxの除去も可能な装置の開発や普及推進に努めるよう国や自動車メーカーに強く働きかける。
  - ③低公害車の普及を図るためにグリーン税制の一層の拡充を国に求める。
- 5. 二酸化炭素 (CO2) 削減に取り組む中小企業に対して資金面や技術開発面で支援措置 を講ずるよう国に求める。
- 6. アスベストによる大気汚染防止対策について
  - ①石綿使用施設の解体、解撤作業等による周辺環境の汚染防止対策に万全を尽くす。また、一般環境中の環境基準を大気汚染防止法に盛り込むよう国に求める。(環境部)
  - ②米軍基地や自衛隊基地におけるアスベストの使用実態と飛散防止について情報開示と 対策を国に求める。(企画財政部)
- 7. 地球温暖化対策について (環境部)
  - ①温室効果ガス大口排出事業者に対して削減計画の提出にとどまらず、県との協定を締結し、計画の達成を義務づける。
  - ②自動販売機やコンビニエンスストアの24時間営業、深夜の過剰なライトアップ、深 夜労働や生産施設の24時間稼動などに対する指導と規制を強める。
  - ③公共施設や病院、福祉施設、教育施設等への太陽光発電等の導入に対して補助制度を 設け、再生エネルギーの活用を促進する。
  - ④風力や水力、太陽光、バイオマスなど環境に配慮した自然エネルギーを地域に導入し、 地域経済の活性化にも寄与できるよう技術開発や発電事業などに対する支援策を拡充す るよう国に求める。
- 8. 航空機騒音対策について(企画財政部)
  - ①入間基地周辺住民の騒音被害を低減するため、少なくとも、早朝、夜間、日曜日、祝祭日及び年末年始の飛行を中止するよう国に求める。また、米軍の航空自衛隊入間基地の限定使用に反対する。
  - ②住宅防音事業の対象区域については、第一種区域の指定基準の航空機騒音環境基準値である70WECPNLへ引き下げるよう国に求める。
- 9. 比企丘陵、狭山丘陵、三富新田、見沼田んぼ、平林寺周辺など都市近郊緑地を開発から守るとともに、都市部に残されている貴重な山林や屋敷林についても積極的な保全対策を講ずる。相続税の納税猶予制度の創設など緑地保全にかかる税制上の優遇措置の拡大を国に求める。(環境部、企画財政部)
- 10. 川越、所沢、狭山、三芳の3市1町にまたがる通称「くぬぎ山」周辺の自然再生を 図るため自然再生推進法に基づく財政上の措置を国に求める。(環境部)

- 11. 綾瀬川、芝川、不老川等の水質汚濁が著しい河川の浄化対策を推進する。(県土整備部、環境部)
- 12.公共下水道の整備を促進するとともに、合流式下水道の改善対策を促進する。(都市整備部)
- 13. 農業集落排水事業に係る県費補助率と補助対象枠を拡大し同事業の促進を図る。(農 林部)
- 14. 浄化槽整備・普及啓発事業奨励交付金の県負担額を増額する。(環境部)
- 15. 家電リサイクル法の対象品目を拡大するとともに、回収からリサイクルに至るまで 家電メーカーが責任を負うよう法改正を求める。また、容器包装リサイクル法について も、飲料等のメーカーにリターナブル容器の使用と空き容器のデポジット制度による回 収を義務づけるよう法改正を国に求める。(環境部)

# VI. ムダな開発を見直し、暮らし優先・地域密着の公共事業の推進を

公共事業の見直しが叫ばれながらも、依然として、採算の見通しもないまま高速道路 や空港、港湾、ダム建設などの大型開発に予算が集中しています。しかし、大型開発や 大型プロジェクトを中心とした公共事業は財政面からだけでなく環境面からも大きな行 き詰まりに直面しています。

本県においても、右肩上がりの経済成長を前提にした開発計画や大型プロジェクトが 進められていますが、今後は公共事業の重点を、低家賃の公共住宅の供給や公園、生活 道路の整備、交通安全施設の整備、特養ホームや学校の増改築・耐震化といった県民の 暮らしと安全を支える生活密着型の公共事業に切り替え、併せて中小業者の仕事確保に 結びつくような施策の展開を求めます。

- 1. 水道水の需要が横ばいで推移している現状などを踏まえ、八ッ場ダム(群馬県)建設については事業を中止するとともに、計画地の地域住民の生活再建のための対策を講じるよう国に求める。(企画財政部)
- 2. 水路の老朽化や地盤沈下による流水能力の低下を来している武蔵水路の改築計画を早期に実施する。(企画財政部)
- 3. さいたま新産業拠点(SKIPシティ)B街区の整備については、映像関連産業の誘致に固執することなく、商工業者や地域住民の意見・要望を取り入れながら、抜本的に見直す。(産業労働部)
- 4. 県営住宅について(都市整備部)
  - ①県営住宅建設5か年計画を策定し、公営住宅への需要の多い県南地域や県西部地域など都市部での公営住宅の建設を重点的に進める。借り上げ方式による公的賃貸住宅の供給についても積極的に推進する。
  - ②現に同居している配偶者や高齢者、障害者等に限定した入居承継基準を元に戻す。
  - ③家賃減免については現行の基準を維持し、入居者の生活を守る。
- 5. 都市再生機構の団地建て替えにあたって、高齢者等が住み慣れた場所で安心して暮ら

せるよう借り上げ県営住宅等の併設を図る。(都市整備部)

- 6. 雇用促進住宅の廃止に反対し、低賃金や不安定雇用などで住居を確保できない人たち の住宅対策の一環として新たな活用ができるよう存続を国に働きかける。(産業労働部)
- 7. 高齢者世帯の住宅確保を図るため、家賃軽減補助にとどまらず、共用部分、共同施設整備に係る費用を助成する国の制度を活用して優良賃貸住宅の整備を大いに促進する。 また、高齢者世帯の住宅リフォームに対する助成制度を設ける。(都市整備部)
- 8. 県施行の街路事業に要する経費の関係市町村の負担金を廃止する。(県土整備部)
- 9.総合治水対策特定河川事業(新河岸川流域、中川・綾瀬川流域)の促進を図る。また、鴻沼川や芝川などの広域河川の改修を促進する。(県土整備部)
- 10. 利根川のスーパー堤防整備事業を見直し、代替工法による堤防強化対策について検討するよう国に求める。(県土整備部)

# WII. 確かな学力と豊かな人間性を育む教育・文化・スポーツの振興を

子どものむかつきの感情や暴力の広がり、低学力の子どもの増加や学習意欲などの学力の問題、「教育も金次第」といわれる教育の格差拡大など、学校教育をめぐる問題は深刻です。その根底には、子どもを取りまく社会環境の悪化とともに、行き過ぎた管理と競争による教育の歪み、OECD諸国の7割弱の教育予算という劣悪な教育条件があります。

ところが、政府は教育に「競争原理」を持ちこみ、学校の序列化につながる「全国いっせい学力テスト」を実施するなど、教育への国家介入と競争教育の押し付けを具体化しつつあります。

憲法の平和・人権・民主主義の原理に立脚しながら、少人数学級の実施や学習環境の 改善など教育諸条件の整備を図るなど、教育の自主性を尊重し子ども達の成長を中心に おいた教育行政を推進するよう求めます。

- 1. 義務教育費国庫負担制度の廃止に反対するとともに、国の責任で「30人学級」に踏み出すよう国に求める。(教育局)
- 2. 2002年度から実施している学級編制の弾力化方針を学年進行で全ての学年に拡大する。(教育局)
- 3. 賃金や研修、人事などの処遇にリンクする一般教職員に対する人事評価制度の導入は 行わず、教育活動に対する教職員の自主性や共同性、専門性を尊重した学校づくりを進 める。(教育局)
- 4.「教育に関する3つの達成目標」については、数値目標を学校に機械的に押し付ける ことなく学校や家庭の自主的な取組を尊重する。(教育局)
- 5. 全国一斉学力テストを中止して抽出調査に変えるよう国に求める。序列化競争につな がる学力テストのデータ公表は行わない。(教育局)
- 6. 県内の公立小・中学校が学校教育の一環として実施している体験学習においては、自 衛隊を対象にしないよう各地方教育委員会を助言する。(教育局)

- 7. 臨時的任用教員制度を見直し、臨任教員の処遇改善を図るとともに、正規採用枠を大幅に拡大する。市町村費で採用した学校教職員の勤務条件等について実態調査を行い、 賃金や労働条件の改善を図るための支援策を講じる。(教育局)
- 8. 教員採用試験について(教育局)
  - ①教員採用試験に係る選考基準、システム、選考方法を原則としてすべて公開する。
  - ②教員採用試験の受験者本人に対しては二次試験を含めて全ての試験結果が詳細に分かるよう公開するとともに、採用試験の答案や採点結果等は少なくとも3年間は保管し、本人の開示にも応じる。
  - ③正規採用について年齢制限を撤廃する。
- 9. 県立高校の統廃合を目的とした「再編整備計画」を白紙に戻し、地域に根ざした魅力ある高校づくりを地域や関係市町と一体で推進する。(教育局)
- 10. 県立高校授業料減免制度については所得基準を改定前に戻し、保護者の負担軽減をはかる。(教育局)
- 11. 騒音や大気汚染、悪臭など環境の劣悪な県立学校については、防音対策や空調設備を整えるなど生徒が学習に集中できる環境を早急に整備する。(教育局)
- 12. 養護学校の過密や教室不足を解消するため、引き続き高等部単独校の新設や養護学校の分離新設などをすすめる。特に教室不足が深刻な県南部については肢体障害と知的障害の養護学校をそれぞれ増設する。(教育局)
- 13. 軽度発達障害児のための通級指導教室を当面全市町村に複数の教室を設置できるよう早急に対策を講じる。また、教員配置基準についても適正な基準を定め十分な体制がとれるようにする。(教育局)
- 14. ボランティア相談員の県費補助を復活する。さわやか相談員・ボランティア相談員の身分保障を図る。(教育局)
- 15. 小中学校で増加に転じた不登校の児童・生徒のための通級指導教室に対する支援や、 不登校を支援するフリースクールなどNPOに対する財政支援を行う。(教育局)
- 16. 学校における子どもの安全を確保するために、「学校安全条例」(仮称)を定め、不審者対応を含めた安全対策のための専門職員の配置や施設改善を市町村と一体で取り組む。(教育局)
- 17. 児童相談所ケースワーカー、精神科医など専門家と学校、教育関係者、父母のネットワーク化を図る。(教育局)
- 18. 青少年の非行や犯罪を防止し、健全な育成を支援する青少年相談員制度の充実と財政支援を図る。(県民生活部)
- 19. 県立高等学校の体育館の耐震化を促進し早急に完了させる。エレベーターや普通教室へのクーラーの設置を計画的に推進する。(教育局)
- 20. 国の教育振興基本計画を踏まえ、大規模地震により倒壊等の危険性の高い公立小・中学校施設の耐震化を促進する。また、私立学校の耐震診断・耐震改修のための補助制度を創設する。(教育局、総務部)
- 21. 学校施設や社会教育施設における石綿(アスベスト)の使用実態調査に基づいて石綿の除去など飛散防止対策の促進を図る。また、これらの対策に必要な財政措置を国に求める。(教育局)

- 22. 4年連続で全国最下位の私立高校運営費を国基準まで引き上げるなど、私学助成を 大幅に拡充する。(総務部)
- 23. 私立幼稚園の保護者に対する負担軽減のための補助を増額する。(総務部)
- 24. 県立中央図書館の予算を大幅に増額する。(教育局)
- 25. 県立博物館施設については、文化遺産の保全・公開・展示にとどまらず、子どもの 教育や生涯学習の拠点施設としての機能を十分果たせるよう、予算の増額や学芸員など のスタッフの充実に努める。(教育局)
- 26. 県文化振興基金を充実し、県民の自主的・創造的な文化芸術活動に対する助成を強める。(企画財政部)
- 27. 青年の自主的な文化・スポーツ活動を保障する施設の整備や活動に対する公的支援 を強める。(総務部・教育局)

# WII. 災害に強い県土と快適で便利、安全な地域づくりを

凶悪犯罪や無差別殺傷事件など、市民のくらしと安全を脅かす問題が続発しています。 また、いつ発生するとも限らない首都直下型地震や風水害など、災害に対する備えも待ったなしの課題となっています。

高齢者や障害者が安心して住み続けられるような住環境の整備や地域のコミュニティの再生は、防災にとどまらず、犯罪や交通事故のない地域づくりにもつながるもので、産業や経済効率を優先したまちづくりから住民を主体としたまちづくりへの転換が求められています。また、震災への応急対策と併せて被害を最小限にくい止めるために住宅の耐震強化や密集市街地の改善、土地利用の適正化、緑地の保全など災害に強いまちづくりを計画的にすすめるよう求めます。

- 1. 警察内部の人員配置を見直し、交番に配置する警察官を増員する。交番の統廃合や再編にあたっては地域の自治会や住民、自治体関係者の意見を反映させる。(警察本部)
- 2. 街頭緊急通報システム (スーパー防犯灯) の整備を促進する。(警察本部)
- 3. 国道並びに県道・主要地方道の交差点改良(右折レーン等の設置等)を計画的に進める。(県土整備部)
- 4. 県道の歩道整備、バリアフリー化を促進するとともに、全ての市町村で基本構想を早期に策定するよう指導・援助を強める。また、歩行者の安全を図るため拡幅ができない 県道については、側溝を歩行者用に整備できるよう必要な予算措置を講じる。(県土整備部)
- 5. 市街地における自転車専用レーンやコミュニティ道路の整備を促進する。(県土整備部)
- 6. 交通信号機の大幅増設と改良を積極的に推進する。お年寄りや障害者が安心して交差 点を渡れるように交差点のスクランブル化など歩車分離式信号機への改良を積極的に進 める。老朽化した信号機や交通標識の総点検を実施し、更新を図る。(警察本部)
- 7.「新駐車法」に基づく駐車違反取り締まりにあたっては、警察署ごとに配達中の業務

車両について「駐車許可証」を発行するなど弾力的な扱いをする。「駐車禁止除外指定標章」の対象に従前認められていた歯科医師や、医師の指示のもと医療に携わる看護師も加える。(警察本部)

- 8. 鉄道やバスなど公共交通網の整備を積極的に推進するとともに、第三セクターによる 鉄道建設や鉄道事業者の経営に対する財政支援の強化を国に求める。(企画財政部)
- 9. 高崎線、埼京線、武蔵野線など J R、私鉄各線の混雑緩和を図るとともに、埼玉高速 鉄道 (浦和美園〜岩槻)、 J R 東北線・高崎線・常磐線 (上野〜東京)、8 号線 (豊洲〜 住吉・押上〜亀有〜野田市)、1 2 号線 (大泉学園町→武蔵野線方面) 各線の延伸を推 進する。(企画財政部)
- 10. JR、私鉄各線の駅舎・ホームにエレベーターやエスカレーターの設置を促進するとともに、JR武蔵野線などのホームに待合室(冷暖房完備)を設置する。(企画財政部)
- 11. 倉庫や化学工場、石油類貯蔵所などの総点検を実施し、改善の必要な事業所については耐震強化や安全対策を強力に指導する。(危機管理防災部)
- 12. 首都圏直下の大地震などの被害想定に基づいて全市町村が「災害危険診断地図」(ハザードマップ)を作成するよう技術的・財政的な支援を行う。(危機管理防災部)
- 13. 住宅密集市街地の防災対策を推進するため、市町村の防災街区整備方針の策定を強力に支援するとともに、地区の防災計画の策定を推進する。(都市整備部)
- 14. 住宅の耐震補強を促進するため、市町村と協力して簡易補強工法による耐震補強工事に対する県独自の助成制度をつくる。(都市整備部)
- 15. 地域での救援活動に必要な消防力の強化を図るため市町村への財政支援を強化するとともに、消防団や自主防災組織との連携を有機的に図るための施策を推進する。(危機管理防災部)
- 16. 市町村の防災行政無線のデジタル化、全国瞬時警報システムへの対応を促進するため施設整備に対する助成制度を創設する。(危機管理防災部)
- 17. 被災者生活再建支援法に基づく住宅再建支援制度について、解体、撤去費用など周 辺経費にとどまらず住宅本体の建築費なども対象とするよう法改正を国に強く求める。 (危機管理防災部)